

ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる
研究に関する倫理指針（仮称）（素案）

第1章 総則

第1 指針の目的

この指針は、ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究（以下「研究」という。）について、ヒト受精胚の尊重、遺伝情報への影響その他の倫理的観点から、当該研究に携わる者が遵守すべき事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

第2 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 遺伝情報改変技術等

（案1）ゲノム編集技術その他の遺伝情報を改変する可能性がある技術をいう。

（案2）ゲノム編集技術その他の核酸を操作する技術をいう。

(2) ヒト受精胚

ヒトの精子とヒトの未受精卵との受精により生ずる胚をいう。

(3) 提供者

研究に用いるヒト受精胚の提供者（生殖補助医療に用いるためのヒト受精胚の作成に必要な生殖細胞を提供した夫婦（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある場合を含む。））をいう。

(4) インフォームド・コンセント

提供者が、事前に研究に関する十分な説明を受け、当該研究の意義、目

的及び方法並びに予測される結果及び不利益等を理解した上で、自由意思に基づいて与えるヒト受精胚の提供及びその取扱いに関する同意をいう。なお、提供者からインフォームド・コンセントを受けた後、当該提供者に対して再度インフォームド・コンセントを受ける手続を「再同意手続」という。

(5) 研究機関

提供を受けたヒト受精胚を用いて研究を実施する機関をいう。

(6) 提供機関

提供者から研究に用いるヒト受精胚の提供を受ける機関をいう。

(7) 研究責任者

研究機関において、研究を遂行するとともに、当該研究に係る業務を統括する者をいう。

(8) 研究実施者

研究機関において、研究責任者の指示を受け、研究に携わる者をいう。

(9) 倫理審査委員会

研究の実施、継続又は変更の適否その他の研究に関し必要な事項について、倫理的及び科学的観点から調査審議するために設置された合議制の機関をいう。

(10) 個人情報

生存する個人の提供者に関する情報であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。（11）②において同じ。）

で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により提供者を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより提供者を識別することができることとなるものを含む。なお、死者に係る情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の提供者に係る個人情報となる。)

② 個人識別符号が含まれるもの

(11) 個人識別符号

次に掲げるいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)その他の法令に定めるものをいう。

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(12) 匿名化

提供を受けたヒト受精卵に付随する個人情報から特定の個人を識別する

ことができることとなる記述等（個人識別符号を含む。）の全部又は一部を削除すること（当該記述等の全部又は一部を当該特定の個人と関わりのない記述等に置き換えることを含む。）をいう。

(13) 対応表

匿名化された情報から、必要な場合に提供者を識別することができるよう、当該提供者と匿名化の際に置き換えられた記述等とを照合することができるようにする表その他これに類するものをいう。

(14) 遺伝情報

研究の過程を通じて得られ、又は既にヒト受精胚に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。

第3 研究の目的

この指針の対象となる研究の目的に関しては、当分の間、胚の発生及び発育並びに着床に関する研究、ヒト受精胚の保存技術の向上に関する研究その他の生殖補助医療の向上に資する基礎的研究に限るものとする。

第2章 ヒト受精胚の取扱い等

第1 ヒト受精胚の入手

1 提供を受けることができるヒト受精胚

ヒト受精胚は、次に掲げるものに限り、提供を受けることができるものとする。

- (1) 生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚であって、当該目的に用いる予定がないもののうち、提供者による当該ヒト受精胚を滅失させることについての意思が確認されているものであること。
- (2) 研究に用いることについて、適切なインフォームド・コンセントを受

けたものであること。

(3) 凍結保存されているものであること。

(4) 受精後 14 日以内（凍結保存されている期間を除く。）のものであること。

2 ヒト受精胚の無償提供

ヒト受精胚の提供は、提供に伴って発生する実費相当額を除き、無償とする。

3 提供を受けるヒト受精胚の数量

研究機関へのヒト受精胚の提供は、研究に必要不可欠な数に限る。

第 2 取扱期間

ヒト受精胚は、原始線条が現れるまでの期間に限り、取り扱うことができる。ただし、受精後 14 日を経過する日までの期間内に原始線条が現れないヒト受精胚については、14 日を経過する日以後は、取り扱わないこととする。なお、ヒト受精胚を凍結保存する場合には、当該凍結保存期間は、取扱期間に算入しないものとする。

第 3 胎内への移植等の禁止

- (1) 研究に用いたヒト受精胚は、人又は動物の胎内に移植してはならない。
- (2) 研究は、ヒト受精胚を人又は動物の胎内に移植することのできる設備を有する室内において行ってはならない。

第 4 他の機関への移送

研究機関は、研究に用いたヒト受精胚を他の機関に移送してはならない。ただし、複数の研究機関において共同で研究を行う場合には、これらの研究機関間においてのみ研究に用いたヒト受精胚を移送することができる。

第5 研究終了時等の廃棄

研究機関は、研究計画を終了し、又は第2のヒト受精胚の取扱期間を経過したときは、直ちにヒト受精胚を廃棄するものとする。

第3章 インフォームド・コンセントの手続等

第1 インフォームド・コンセント

- (1) ヒト受精胚は、提供者の文書によるインフォームド・コンセントを受けた上で、提供を受けるものとする。また、インフォームド・コンセントを取得する者は、提供機関の長とする。
- (2) ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントは、具体的な研究計画が確定していない段階において取得してはならない。

第2 ヒト受精胚の提供者への配慮等

提供機関は、インフォームド・コンセントを受けるに当たり、ヒト受精胚の提供者の心情に十分配慮するとともに、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) ヒト受精胚の提供者が置かれている立場を不当に利用しないこと。
- (2) インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される者にヒト受精胚の提供を依頼しないこと。
- (3) ヒト受精胚の提供者によるヒト受精胚を滅失させることについての意思が事前に確認されていること。
- (4) ヒト受精胚の提供者が提供するかどうか判断するために必要な時間的余裕を有すること。
- (5) インフォームド・コンセントの受取後少なくとも30日間は、当該ヒト受精胚を保存すること。

第3 インフォームド・コンセントに係る説明

インフォームド・コンセントに係る説明は、研究の目的及び方法、提供されるヒト受精胚の取扱い及び個人情報の保護の方法その他の必要な事項について十分な理解が得られるよう、ヒト受精胚の提供者に対し、次に掲げる事項について説明書を提示して、分かりやすく説明しなければならない。

- (1) 研究の目的、方法及び研究の実施体制。
- (2) ヒト受精胚が滅失することその他提供されるヒト受精胚の取扱い。
- (3) 予想される研究の成果。
- (4) 研究計画のこの指針に対する適合性が研究機関、提供機関及び主務大臣により確認されている旨。
- (5) 個人情報の保護の具体的な方法（匿名化の方法を含む。）。
- (6) ヒト受精胚の提供が無償で行われるため、提供者が将来にわたり報酬を受けることのない旨。
- (7) 遺伝子の解析が行われる可能性がある場合には、その旨及び遺伝情報の開示等の方法。
- (8) 研究から得られた研究成果が学会等で公開される可能性のある旨。
- (9) 研究から有用な成果が得られた場合には、その成果から特許権、著作権その他の知的財産権又は経済的利益が生ずる可能性があること及びこれらがヒト受精胚の提供者に帰属しない旨。
- (10) ヒト受精胚を提供すること又はしないことの意味表示がヒト受精胚の提供者に対して何らの利益又は不利益をもたらすものではない旨。
- (11) 同意の撤回について、次に掲げる事項
 - ① 同意を受けた後少なくとも 30 日間はヒト受精胚が提供機関において

保存される旨。

- ② 研究が実施されることに同意した場合であっても随時これを撤回できること。
- ③ 提供者からの撤回の内容に従った措置を講じることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由。
- ④ 同意の撤回は、提供者の一方又は双方から申出があった場合に、撤回できる旨。
- ⑤ 再同意手続の場合においては、同意を受けた後少なくとも 30 日間は当該再同意手続に係るヒト受精胚の取扱いを行わない旨。

(12) 同意を受けた時点で想定されない目的又は方法によってヒト受精胚を使用する必要性が生じることにより、再同意手続を行う可能性がある場合にあっては、次に掲げる事項

- ① 再同意手続を行う可能性がある旨。
- ② 再同意手続を行うことについてあらかじめ同意を受けている場合に限り、当該再同意手続を行うこと及びその方法。
- ③ 再同意手続を行うことに関する同意の撤回が可能であること及びその方法。

(13) その他必要な事項

第 4 説明書等の交付等

インフォームド・コンセントの説明を実施するときは、ヒト受精胚の提供者の個人情報を守るため適切な措置を講ずるとともに、第 3 の説明書及び当該説明を実施したことを示す文書をヒト受精胚の提供者に交付するものとする。

第5 インフォームド・コンセントの撤回

- (1) 提供者は、提供機関に対し、提供者の一方又は双方から撤回の申出を行うことにより、インフォームド・コンセントを撤回することができる。
- (2) 提供機関の長は、提供者から撤回の申出があった場合には、研究機関の長にその旨を通知するものとする。
- (3) 研究機関の長は、(2)の通知を受けたときは、提供を受けたヒト受精胚を廃棄するとともに、その旨を文書により提供機関の長に通知するものとする。ただし、次のいずれかの場合には、この限りでない。なお、この場合、当該撤回の内容に従った措置を講じない旨及びその理由について、提供者に説明し、理解を得るよう努めなければならない。
 - ① ヒト受精胚が匿名化されている場合（特定の個人を識別することができない場合であって、対応表が作成されていない場合に限る。）
 - ② 研究を継続することについて、研究機関の倫理審査委員会（他の機関に設置された倫理審査委員会に審査を依頼する場合には、当該機関の倫理審査委員会を含む。以下及び次項の提供機関の倫理審査委員会について同じ。）の意見を尊重した上で研究機関の長が了承した場合

第6 再同意手続

提供機関がヒト受精胚の提供者から再同意手続を行ってはならない。ただし、第3(12)に基づき再同意手続を行うことについて、ヒト受精胚の提供者が同意している場合であって、提供機関の倫理審査委員会（他の機関に設置された倫理審査委員会に審査を依頼する場合には、当該機関の倫理審査委員会を含む。以下同じ。）の意見を尊重した上で提供機関の長が了承したときは、この限りではない。

第7 ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの確認

- (1) 提供機関の長は、研究計画に基づくインフォームド・コンセントの受取の適切な実施に関して、第1(1)の書面並びに第3の説明書及び当該説明を実施したことを示す文書を確認するとともに、提供機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。
- (2) 提供機関の長は、ヒト受精胚を研究機関に移送するときには、(1)の確認を行ったことを文書で研究機関に通知するものとする。
- (3) 提供機関は、ヒト受精胚を研究機関に移送したときは、移送に関する記録を作成し、これを保存するものとする。

第4章 研究の体制

第1 研究機関

1 研究機関の基準等

- (1) 研究機関は、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - ① ヒト受精胚を用いる研究を行うに足りる十分な施設及び設備を有すること。
 - ② ヒト受精胚の取扱い並びに生殖補助医療研究及びヒト又は動物の受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する十分な実績及び技術的能力を有すること。
 - ③ ヒト受精胚の取扱いに関する規則及び管理体制が整備されていること。
 - ④ 倫理審査委員会が設置されていること。ただし、他の機関に設置された倫理審査委員会において適切に審査が行える場合には、当該機関に審査を依頼することができる。

- ⑤ 提供者の個人情報及び遺伝情報の保護のための十分な措置が講じられていること。
 - ⑥ 研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術を維持・向上させるための教育研修を当該研究に携わる者が受けることを確保するための措置が講じられていること。
 - ⑦ 少なくとも1名の医師が研究に参画すること。
- (2) 研究機関は、ヒト受精胚の取扱いに関する記録を作成し、これを保存するものとする。
- (3) 研究機関は、研究に関する資料の提出、調査の受入れその他文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認める措置に協力するものとする。

2 研究機関の長

- (1) 研究機関の長は、次の業務を行うものとする。
- ① 研究計画及びその変更の妥当性を確認し、その実施を了承すること。
 - ② 研究の進行状況及び結果並びにヒト受精胚の取扱いの状況を把握し、必要に応じ、研究責任者に対し留意事項、改善事項等に関して指示をすること。
 - ③ 第11(1)⑥の教育研修を実施すること。
- (2) 研究機関の長は、研究責任者及び研究実施者を兼ねることはできない。ただし、1(1)③の規則により研究機関の長の業務の代行者が選任されている場合には、この限りでない。

3 研究責任者等

- (1) 研究責任者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- ① ヒト受精胚の取扱い及び研究に関する十分な倫理的認識を有すること。

② ヒト受精胚の取扱い並びに生殖補助医療研究及び当該研究に関連するヒト又は動物の受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する十分な専門的知識及び経験を有すること。

(2) 研究実施者は、ヒト又は動物の受精胚の取扱いに関する十分な倫理的認識及び経験を有する者でなければならない。

4 研究機関の倫理審査委員会

(1) 研究機関の倫理審査委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

① この指針に即して、研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して研究機関の長に対し意見を提出すること。

② 進行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して研究機関の長に対し意見を提出すること。

(2) 研究機関の倫理審査委員会は、審査の過程の記録を作成し、これを保管するものとする。

(3) 研究機関の倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識の習得のための教育研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育研修を受けなければならない。

(4) 研究機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

① 研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たさなければならず、イからホまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。研究機関の倫理審査委員会の開催する会議（以下②及び③において「会

議」という。)の成立要件についても同様とする。

イ 生殖医学の専門家が含まれていること。

ロ 遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する専門家が含まれていること。

ハ 生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者が含まれていること。

ニ 法律に関する専門家その他の人文・社会科学の有識者が含まれていること。

ホ 一般の立場に立って意見を述べられる者が含まれていること。

ヘ 研究機関が属する法人に所属する者以外の者が2名以上含まれていること。

ト 男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれていること。

チ 研究責任者及び研究実施者との間に利害関係を有する者が審査に参加しないこと。

② 研究計画を実施する研究責任者及び研究実施者が、審査及び意見の決定に同席しないこと。ただし、当該倫理審査委員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該研究計画に関する説明を行うことはできる。

③ 審査を依頼した研究機関の長が、審査及び意見の決定に参加しないこと。ただし、倫理審査委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合には、当該倫理審査委員会の同意を得た上で、その会議に同席することができる。

④ 倫理審査委員会が、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めることができること。

⑤ 倫理審査委員会は、社会的に弱い立場にある者への特別な配慮を必

要とする者からヒト受精胚の提供を受ける研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めること。

- ⑥ 倫理審査委員会の意見は、構成員全員の同意により決定するよう努めること。
- ⑦ 倫理審査委員会の活動の自由及び独立が保障されていること。
- ⑧ 倫理審査委員会の組織及び運営並びにその議事の内容の公開その他研究計画の審査に必要な手続に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。

(5) 研究機関の倫理審査委員会は、研究計画の軽微な変更等に係る審査について、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査を行い、意見を述べることができる。当該審査の結果は、倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、全ての委員に報告されなければならない。

(6) 議事の内容は、知的財産権及び個人情報の保護等に支障が生じる場合を除き、公開するものとする。

第2 提供機関

1 提供機関の基準等

ヒト受精胚の提供機関は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であること。
- (2) 倫理審査委員会が設置されていること。ただし、他の機関に設置された倫理審査委員会において適切に審査が行える場合には、当該機関に審査を依頼することができる。
- (3) 提供者の個人情報及び遺伝情報の保護のための十分な措置が講じられ

ていること。

- (4) ヒト受精胚の取扱いに関して十分な実績及び能力を有すること。
- (5) ヒト受精胚の保存に関する規則及び管理体制が整備されていること。
- (6) 研究に関する倫理及び研究の実施に必要な知識を維持・向上させるための教育研修を当該研究に携わる者が受けることを確保するための措置が講じられていること。

2 提供機関の長

提供機関の長は、次の業務を行うものとする。

- (1) 研究計画について、インフォームド・コンセントに係る手続とともに、提供機関の立場から、研究計画の妥当性を確認し、その実施を了解すること。
- (2) ヒト受精胚の提供に関する状況を把握し、必要に応じ、提供者の生殖補助医療に主として係わった医師（以下「主治医」という。）その他のヒト受精胚の提供に関係する者に対し指導及び監督を行うこと。
- (3) 第21(6)の教育研修を実施すること。

3 提供機関の倫理審査委員会

- (1) 提供機関の倫理審査委員会は、インフォームド・コンセントの取得が適切に実施されている旨の確認とともに、提供機関の立場から、研究機関が行う研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して提供機関の長に対し意見を提出するものとする。
- (2) 提供機関の倫理審査委員会は、審査の過程の記録を作成し、これを保管するものとする。
- (3) 提供機関の倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査

及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に
必要な知識の習得のための教育・研修を受けなければならない。また、そ
の後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(4) 提供機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

① 研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよ
う、次に掲げる要件の全てを満たさなければならず、イからホまでに
掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。提
供機関の倫理審査委員会の開催する会議（以下②及び③において「会
議」という。）の成立要件についても同様とする。

イ 生殖医学の専門家が含まれていること。

ロ 遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する専門家が含まれている
こと。

ハ 生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者が含
まれていること。

ニ 法律に関する専門家その他の人文・社会科学の有識者が含まれて
いること。

ホ 一般の立場に立って意見を述べられる者が含まれていること。

へ 研究機関が属する法人に所属する者以外の者が2名以上含まれて
いること。

ト 男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれていること。

チ 研究責任者及び研究実施者との間に利害関係を有する者並びに主
治医その他のヒト受精胚の提供に携わる者が審査に参加しないこと。

② 研究計画を実施する研究責任者及び研究実施者並びに研究機関の長
が、審査及び意見の決定に同席しないこと。ただし、当該倫理審査委

- 員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該研究計画に関する説明を行うことはできる。
- ③ 審査を依頼した提供機関の長が、審査及び意見の決定に参加しないこと。ただし、倫理審査委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合には、当該倫理審査委員会の同意を得た上で、その会議に同席することができる。
 - ④ 倫理審査委員会が、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めることができること。
 - ⑤ 倫理審査委員会は、社会的に弱い立場にある者への特別な配慮を必要とする者からヒト受精胚の提供を受ける研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めること。
 - ⑥ 倫理審査委員会の意見は、構成員全員の同意により決定するよう努めること。
 - ⑦ 倫理審査委員会の活動の自由及び独立が保障されていること。
 - ⑧ 倫理審査委員会の組織及び運営並びにその議事の内容の公開その他研究計画の審査に必要な手続に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。
- (5) 提供機関の倫理審査委員会は、研究計画の軽微な変更等に係る審査について、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査を行い、意見を述べることができる。当該審査の結果は、倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、全ての委員に報告されなければならない。
- (6) 議事の内容は、知的財産権及び個人情報の保護等に支障が生じる場合を除き、公開するものとする。

第3 研究機関と提供機関が同一である場合の要件

研究機関と提供機関が同一である場合には、当該機関の長、研究責任者及び研究実施者は、提供者の主治医を兼ねてはならない。

第5章 研究の手続

第1 研究計画の実施

1 研究機関の長の了承

- (1) 研究責任者は、研究の実施に当たり、研究計画書を作成し、研究機関の長に研究計画の実施について了承を求めるものとする。
- (2) (1)の了承を求められた研究機関の長は、研究計画の実施の妥当性について研究機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見を尊重し、研究計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。
- (3) 研究機関の長は、(2)によりこの指針に対する適合性を確認した研究計画の実施について、提供機関の長の了解を得るものとする。ただし、研究機関と提供機関が同一である場合には、この限りでない。
- (4) 提供機関の長は、(3)の研究計画の実施を了解するに当たっては、提供機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。なお、提供機関の長は、研究計画の実施を了解する場合には、提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を添えて、研究機関の長に通知するものとする。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認等

- (1) 研究機関の長は、研究計画の実施を了承するに当たっては、研究計画のこの指針に対する適合性について文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認を受けるものとする。
- (2) 研究機関の長は、(1)の確認を求めるに当たって、次に掲げる書類を提

出するものとする。

- ① 研究計画書（3(4)に掲げる事項を除く。）
- ② 研究機関のヒト受精胚の取扱いに関する規則の写し
- ③ 研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類
並びに倫理審査委員会に関する事項を記載した書類
- ④ 提供機関のヒト受精胚の保存に関する規則の写し
- ⑤ 提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類
並びに当該機関の倫理審査委員会に関する事項を記載した書類

3 研究計画書

研究計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 研究計画の名称
- (2) 研究機関の名称及びその所在地並びに研究機関の長の氏名
- (3) 研究責任者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び研究において果たす役割
- (4) 研究実施者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び研究において果たす役割
- (5) 研究に用いられるヒト受精胚及びその入手方法
- (6) 研究の目的及び必要性
- (7) 研究の方法（研究に用いる遺伝情報改変技術等の種類を含む。）及び期間
- (8) 研究機関の基準に関する説明
- (9) インフォームド・コンセントに関する説明
- (10) 提供機関の名称及びその所在地並びに提供機関の長の氏名
- (11) 提供機関の基準に関する説明

- (12) 個人情報の取扱い（匿名化の方法を含む。）
- (13) 遺伝情報の取扱い
- (14) その他必要な事項

第2 研究計画の変更

- (1) 研究責任者は、研究計画（第1の3(2)、(4)、(10)及び(14)に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ、研究計画変更書を作成して、研究機関の長の下承を求めるとする。提供機関の追加に係る変更の場合も、同様とする。
- (2) 研究機関の長は、(1)の変更の下承を求められたときは、その妥当性について当該機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見を尊重し、当該変更のこの指針に対する適合性を確認するものとする。
- (3) 研究機関の長は、(2)によりこの指針に対する適合性を確認するに当たって、研究計画の変更の内容が提供機関に関係する場合には、当該変更について当該提供機関の長の下承を得るものとする。
- (4) 提供機関の長は、(3)の下承をするに当たっては、当該機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。
- (5) 研究機関の長は、(1)の変更の下承をするに当たっては、当該変更のこの指針に対する適合性について文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認を受けるものとする。
- (6) (5)の確認を受けようとする研究機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。
 - ① 研究計画変更書
 - ② 当該変更に係る研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類

③ (3)に該当する場合には、当該変更に係る提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類

- (7) 研究機関の長は、第1の3(2)、(10)又は(14)に掲げる事項を変更したときは、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出るものとする。

第3 研究の進行状況の報告

- (1) 研究責任者は、研究を実施している間は、毎年度終了後、研究の進行状況（ヒト受精胚の取扱状況を含む。）を記載した研究進行状況報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。
- (2) 研究機関の長は、(1)の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを研究機関の倫理審査委員会並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。

第4 研究の終了

- (1) 研究責任者は、研究を終了したときは、速やかに、その旨及び研究の結果を記載した研究終了報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。
- (2) 研究機関の長は、(1)の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを研究機関の倫理審査委員会並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。

第5 個人情報保護

- (1) 研究機関の長及び提供機関の長は、提供者の個人情報の保護に関する措置について、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づくヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う場合には、同指針）に準じた措

置を講じるものとする。

- (2) 研究機関の長及び提供機関の長は、この指針に基づきヒト受精胚の提供を受ける際に個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護を図るため、当該組織内に個人情報管理者を置くものとする。
- (3) 個人情報管理者は、提供を受けたヒト受精胚を研究機関に移送する前（研究機関と提供機関が同一である場合には、提供を受けたヒト受精胚の取扱いが当該機関の研究部門において行われる前）に、匿名化の措置を講じるものとする。

第6 遺伝情報の取扱い

研究機関の長及び提供機関の長は、遺伝情報を取り扱う場合、遺伝情報を適切に取り扱うため、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に準じた措置を講じるものとする。

第7 研究成果の公開等

- (1) 研究機関は、知的財産権及び個人情報の保護等に支障が生じる場合を除き、研究成果を公開するものとする。
- (2) 研究を実施する者は、あらゆる機会を利用して研究に関し、情報の提供等普及啓発に努めるものとする。

第6章 雑則

第1 指針不適合の公表

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、研究の実施について、この指針に定める基準に適合していないと認められるものがあつたときは、その旨を公表するものとする。

第2 見直し

この指針は、関連研究の進展、ヒト受精胚の取扱いに関する社会的情勢の変化等を勘案して、必要に応じ見直しを行うこととする。

第3 施行期日

この指針は、平成〇年〇月〇日から施行する。